

**大分県地域公共交通計画策定支援業務委託
公募型提案競技（プロポーザル方式）
募集要綱**

1 事業目的

地域公共交通は、買い物や医療、教育へのアクセス等、日常生活に不可欠な社会インフラであるが、県内の地域公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など、需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、広域的な交通圏単位において、従来の欠損補填等にとどまらず、既存の交通体系の抜本的な見直しや各種交通モード相互の連携のさらなる強化、利用者のニーズに応じたサービスの提供に向けた投資を積極的に進めるなど、持続可能な公共交通網の確保・拡充を図っていくことが重要である。

本県は、県内を6つの圏域に分け地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を計画的に構築すべく、県・市町村・交通事業者等関係者の共通の指針となる地域公共交通計画を圏域ごとに策定しているが、同計画の期間が令和8年度9月末で終了する。時代の要請に対応し本県の目指す交通の在り方を明確に、広く示すため現在6圏域ごとに策定している計画を1本化した「大分県地域公共交通計画」の策定を円滑に進めることを目的とする。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名 大分県地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 履行期限 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 限度額 16,146,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 参加申込時点で大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
 - ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
- ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ. 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ. 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ. 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ. 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- カ. 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
- キ. 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ク. 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税（日本国及び対象市場国・地域のこれらに相当するもの）を滞納していない者であること
- ⑥ 過去10年間（平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）において、国、地方公共団体、または国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし他支社又は営業所等の実績も含む。
- ⑦ 提案者と雇用契約を結んでいる技術士（建設部門：「都市計画及び地域計画」）の資格を有した管理技術者及び照査技術者を本業務にそれぞれ配置できること。

4 実施スケジュール

提案競技の実施スケジュールは次のとおりとする。

	項 目	期 間 等
1	公告（公募開始）	令和7年 6月 6日（金）
2	質問の受付	令和7年 6月 6日（金）～ 令和7年6月12日（木）
3	質問への回答期限	令和7年 6月16日（月）
4	参加申込書の受付	令和7年 6月 6日（金）～ 令和7年6月18日（水）
5	企画提案書の受付	令和7年 6月 6日（金）～ 令和7年6月23日（月）
6	予備審査	令和7年 6月23日（月）～ 令和7年6月26日（木）
7	予備審査結果通知	令和7年 6月27日（金）
8	審査委員会	令和7年 7月 2日（水）※予定
9	審査結果通知	令和7年 7月 3日（木）※予定
10	契約締結予定日	令和7年 7月 4日（金）

※受付については、土曜日、日曜日及び休・祝日は除く、午前9時から午後5時までとする。

5 参加申込書及び資格審査書類

(1) 提出期限

令和7年6月18日（水）午後5時

(2) 提出方法

下記①～⑤までの書類を下記問合せ先まで電子メールで提出すること。

- ① 提案競技参加申込書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
 - ③ 会社の概要がわかる書類（任意様式）
 - ④ 業務実績調書（様式 3）
 - ⑤ 管理技術者届（様式 4 - 1）、照査技術者届（様式 4 - 2）
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 5）を電子メールにより提出すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限
令和 7 年 6 月 1 2 日（木）午後 5 時
- (2) 提出方法
下記問合せ先まで質問書（様式 6）を電子メールで提出すること（FAX 不可）
質問書によらない電子メール、電話等での質問は一切受け付けない。
- (3) 質疑への回答
令和 7 年 6 月 1 6 日（月）をまでに、随時県庁ホームページにて公表する。（個別には回答しない。質問者名は掲示しない。）

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 5 時必着
- (2) 提出方法
下記問合せ先まで郵送又は持参
- (3) 提出書類
①～⑥に定める書類を 7 部提出すること。（ファイル等による綴じ込みはしないこと。2 穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等で留めること）
また、企画提案書等の P D F 形式のデータを併せて提出すること。
なお、提出書類は返却しない。
期限までに提出されなかった提出書類はいかなる理由でも受け付けない。

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A 4 版)
②会社概要	パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。	様式自由
③企画提案書	基本仕様書に沿って、計画策定までの工程並びに関係機関との連携を含む業務実施体制（本県職員との調整・打ち合わせ方法、業務の進め方等）及び業務項目の具体的な取組手法、施策の提案を行うこと。	様式自由 (A 4 版)

④協力企業一覧表	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。 なお、協力企業が地場企業（大分県内に本店を有する企業）の場合で、地場企業の企画力の向上を図る取組があれば、その内容を記載すること。	様式自由 (A 4版)
⑤業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名、経験年数、資格などを一覧表にして添付すること。また、大分県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A 4版)
⑥見積書	実施予定の媒体毎等、項目毎にその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A 4版)

8 審査及び結果通知

(1) 審査・採用

- ①審査会を設置し、プレゼンテーション形式での審査を行い、最優秀提案者1名を選定する。なお、応募者が5者以上の場合は、審査会による予備審査を実施する。予備審査を実施したときは、その結果を全ての参加者に電子メールで通知する。また、選定された企画の使用権は大分県に帰属する。
- ②参加者には、審査結果についてすみやかに通知する。
- ③審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準表」に基づき総合的に行う

(3) プレゼンテーション

①日程

令和7年7月2日（水）（予定）

詳細日程については、対象者に別途通知する。

②場所

大分県庁内会議室（予定）

③プレゼンテーションの実施方法

ア 応募者による企画提案書の説明並びに、審査会委員によるヒアリング及び審査を実施する。

イ 時間は、一提案者あたり20分以内（説明10分以内、質疑応答10分程度）とする（予定）

ウ 大型モニターの使用を可とする。パソコンは提案者で準備すること。

- エ 企画提案書の提出期限以降の追加提出及び差替えは認めない。
- ④プレゼンテーションに要する経費は、すべて提案競技者の負担とする。

9 その他

- (1) この要綱に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。
- (2) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (3) 企画提案書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

10 問合せ及び提出先

大分県地域公共交通活性化協議会

(事務局：大分県企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室)

所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

TEL 097-506-2153

FAX 097-506-1731

メール a10540@pref.oita.lg.jp